

平成27年御嵩町議会第2回臨時会会議録

1. 招集年月日 平成27年7月30日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成27年7月30日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議長の選挙
 - 副議長の選挙
 - 常任委員会委員の選任
 - 議会運営委員会委員の選任
 - 議会報編集委員会委員の選任
 - 可児市・御嵩町中学校組合議会議員の推薦
 - 可茂消防事務組合議会議員の選挙
 - 可児川防災等ため池組合議会議員の推薦
 - 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
 - 報告第7号 専決処分の報告について
 - 報告第8号 専決処分の報告について
 - 議案第28号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議事日程第1号

平成27年7月30日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加議事日程

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 常任委員会委員の選任

日程第6 議会運営委員会委員の選任

日程第7 議会報編集委員会委員の選任

日程第8 可児市・御嵩町中学校組合議会議員の推薦

日程第9 可茂消防事務組合議会議員の選挙

日程第10 可児川防災等ため池組合議会議員の推薦

日程第11 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第12 諸般の報告

町長報告 2件

報告第7号 専決処分の報告について

報告第8号 専決処分の報告について

日程第13 議案の上程及び提案理由の説明

議案第28号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第14 議案の審議及び採決

議案第28号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子

1番 奥 村 雄 二

2番 安 藤 信 治

3番 伏 屋 光 幸

5番 高 山 由 行

6番 山 口 政 治

7番 安 藤 雅 子

8番 柳 生 千 明

9番 山 田 儀 雄

10番 加藤保郎

11番 岡本隆子

12番 谷口鈴男

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	瀨瀨久美
教育長	高木俊朗	総務部長	寺本公行
民生部長	山田徹	建設部長	伊左次一郎
企画調整 担当参事	葛西孝啓	教育参事兼 学校教育課長	田中秀典
総務防災課長	亀井孝年	企画課長	各務元規
上下水道課長	須田和男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小木曾昌文	議会事務局 書記	金子文仁
--------	-------	-------------	------

議会事務局長（小木曾昌文君）

皆様、おはようございます。議会事務局長の小木曾昌文と申します。よろしくお願いいたします。

本日の臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととされております。

これによりまして、臨時の議長として、谷口鈴男議員にお願いしたいと思います。

谷口鈴男議員、議長席に御着席ください。

臨時議長（谷口鈴男君）

ただいま紹介されました谷口鈴男です。地方自治法第107条の規定によって臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

午前 9 時00分 開会

開会の宣告

臨時議長（谷口鈴男君）

ただいまの出席議員は12名で全員であります。よって、平成27年御嵩町議会第2回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

招集者、町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。

議会の場合、選挙というものがあまして、一旦はそこでノーサイドということになります。実際には、きょうがいわゆるキックオフの日であります。これからの4年間の御嵩町議会の方向性を示す最も大切な1日になるかと思えます。慎重なる御審議の上、協議を重ね、町民が納得していただけるような結論を出していただくことを切に願ひまして、私の冒頭の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

仮議席の指定

臨時議長（谷口鈴男君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

なお、再開予定時刻を9時15分といたします。

午前9時01分 休憩

午前9時15分 再開

臨時議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

議長の選挙

臨時議長（谷口鈴男君）

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は投票で行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長の選挙は投票により行うことに決定しました。

ただいまより議長選挙を行います。

議場の閉鎖をします。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は12名であります。

次に立会人の指名をいたします。

立会人に、1番 奥村雄二君、2番 安藤信治君、3番 伏屋光幸君の3名を指名します。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

事務局に投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席の番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長、仮議席順に点呼→投票〕

投票が終わりました。投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。立会人の1番 奥村雄二君、2番 安藤信治君、3番 伏屋光幸君は、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これは出席議員数に符号しています。投票総数のうち有効投票12票、無効投票なし。

有効投票のうち、加藤保郎議員6票、大沢まり子議員6票。この議長選挙の法定得票数は3票です。加藤保郎議員と大沢まり子議員の得票数は、いずれもこれを超えております。両議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

加藤保郎議員と大沢まり子議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは、2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものであります。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものであります。くじは抽せん棒で行います。

1番 奥村雄二君、2番 安藤信治君、3番 伏屋光幸君は、くじの立ち会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。抽せん棒は2本入っており、1番と2番の番号がついております。1番を引いた方が先の順序となります。

それでは、1回目は同時にくじを引くこととします。

〔くじを引く〕

当選人を決定するくじを引く順番が決定しましたので、報告いたします。

まず初めに大沢まり子議員、次に加藤保郎議員、以上のとおりです。

この順序により、くじを行います。

くじは、先ほど同様、抽せん棒が2本入っており、1番と2番の番号がついており、1番を引いた方が当選人となります。

それでは、順番にくじを引いてください。

〔くじを引く〕

くじの結果を報告いたします。

くじの結果、大沢まり子議員が議長の当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました大沢まり子議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選されたことを告知いたします。

ここで、当選人の挨拶をお願いします。大沢まり子さん。

新議長（大沢まり子君）

ただいま仮議長よりお話がございましたように、大沢まり子、議長に選んでいただきましてまことにありがとうございます。このような大任を押しまして、身の引き締まる思いでございます。

今、女性の時代とも言われておりますけれども、御嵩町議会におきまして恥ずかしくない女性議員として、これからも皆さんとともにこの御嵩町議会の機能、また役割をしっかり皆さんとともに果たしてまいりたいと考えております。

また、議長という役職も初めてでございますので、どうか皆様、今後ともよろしく願いいたします。しっかりと頑張ってまいります。ありがとうございました。（拍手）

臨時議長（谷口鈴男君）

これをもって臨時議長の職務は終了しました。御協力ありがとうございました。

大沢まり子議長、議長席にお着きください。

〔臨時議長 自席へ、新議長 議長席に着席〕

議長（大沢まり子君）

これより議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

ここで、議事日程の追加準備のため、暫時休憩といたします。

なお、再開時刻は9時45分の予定といたします。

午前9時34分 休憩

午前9時45分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

なお、広報係より写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまお手元に配付しました議事日程を追加し、議事を進めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元の追加議事日程のとおり日程を追加することに決定い

たしました。

[追加日程配付]

議席の指定

議長（大沢まり子君）

日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

なお、慣例により、当選回数、年齢を基準に定めましたので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局長に発表させます。

議会事務局長（小木曾昌文君）

1番 奥村雄二議員、2番 安藤信治議員、3番 伏屋光幸議員、5番 高山由行議員、6番 山口政治議員、7番 安藤雅子議員、8番 柳生千明議員、9番 山田儀雄議員、10番 加藤保郎議員、11番 岡本隆子議員、12番 谷口鈴男議員、13番 大沢まり子議長。

以上です。

議長（大沢まり子君）

ここで、議席の移動のため、暫時休憩といたします。

午前9時45分 休憩

午前9時47分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 奥村雄二君、2番 安藤信治君の2名を指名いたします。

会期の決定

議長（大沢まり子君）

日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

副議長の選挙

議長（大沢まり子君）

日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は投票で行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙は投票により行うことと決定しました。

ただいまより副議長選挙を行います。

議場の閉鎖をします。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は12名であります。

次に立会人の指名をします。

立会人に、5番 高山由行君、6番 山口政治君、7番 安藤雅子さんの3名を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

事務局に投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席の番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔事務局長、議席順に点呼→投票〕

投票が終わりました。投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。立会人の5番 高山由行君、6番 山口政治君、7番 安藤雅子さんは、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

副議長選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これは出席議員数に符号しております。

有効投票12票のうち、谷口鈴男議員6票、高山由行議員6票。この副議長選挙の法定得票数は3票です。谷口鈴男議員と高山由行議員の得票数は、いずれもこれを超えております。両議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

谷口鈴男議員と高山由行議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは、2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは抽せん棒で行います。

6番 山口政治君、7番 安藤雅子さんは、くじの立ち会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。抽せん棒は2本入っており、1番と2番の番号がついております。1番を引いた方が先の順序となります。

それでは、1回目は同時にくじを引くこととします。

〔くじを引く〕

当選人を決定するくじを引く順序が決定しましたので御報告いたします。

まず初めに高山由行議員、次に谷口鈴男議員、以上のおりです。

この順序により、くじを行います。

くじは、先ほどと同様、抽せん棒が2本入っており、1番と2番の番号がついております。

1番を引いた方が当選人となります。

それでは、順番にくじを引いてください。

〔くじを引く〕

くじの結果を報告いたします。

くじの結果、高山由行君が副議長の当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

ただいま副議長に当選されました高山由行議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選されたことを告知いたします。

ここで、当選人の挨拶をお願いします。高山由行君。

新副議長（高山由行君）

ただいま厳正なる選挙において、6対6ということでくじ引きという結果にはなりましたが、副議長の職を賜りましたことを、まずもって皆さんに感謝と、これからの2年間しっかりと大沢議員を支え、どこまで支えられるかはわかりませんが、一緒になって2年間勉強しながら御嵩町議会をまた開かれた議会にしたいと思っております。

基本12人全員が、町民の福祉に対して、これからのことを考えていくのは同じ気持ちでございます。12人全員一丸となって、ぜひ議会発展のために皆さんとともに2年間働きたいと思っております。よろしく御指導、御鞭撻お願いします。ありがとうございました。（拍手）

議長（大沢まり子君）

ここで、暫時休憩とします。

第1委員会室で議員全員協議会を行いますので、御参集ください。

再開時刻は10時25分の予定とします。

午前10時05分 休憩

午前10時20分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

常任委員会委員の選任

議長（大沢まり子君）

日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっています。よって、それぞれの委員会の所属委員を事務局長に発表させます。

小木曾事務局長。

議会事務局長（小木曾昌文君）

それでは、発表させていただきます。

総務建設産業常任委員会委員に谷口鈴男議員、山田儀雄議員、柳生千明議員、安藤雅子議員、高山由行議員、安藤信治議員。

民生文教常任委員会に岡本隆子議員、大沢まり子議員、加藤保郎議員、山口政治議員、伏屋光幸議員、奥村雄二議員、以上であります。

議長（大沢まり子君）

お諮りします。ただいま発表のとおり、各常任委員会委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員は、ただいま発表のとおり指名することに決定をいたしました。

それでは、各常任委員会委員が選任されましたので、ここで、各常任委員会協議会を開催していただき、正・副委員長の互選をお願いいたします。また、議会報編集委員につきましても、各委員会より1名、あわせて選出してくださるようお願いいたします。

会議の部屋につきましては、総務建設産業常任委員会は第1委員会室、民生文教常任委員会は第2委員会室を使用してください。

各常任委員会の進行は、委員長が決定されるまで、年長の委員が臨時委員長として進行をお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は10時35分の予定といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時34分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

各常任委員会から委員長・副委員長の選任の報告がありましたので、事務局長に発表させます。

小木曾事務局長。

議会事務局長（小木曾昌文君）

それでは、発表させていただきます。

総務建設産業常任委員会委員長に谷口鈴男議員、副委員長に柳生千明議員。

民生文教常任委員会委員長に岡本隆子議員、副委員長に山口政治議員。

以上です。

議長（大沢まり子君）

ここで、暫時休憩とします。

第1委員会室におきまして、議員全員協議会を行いますので、御参集ください。

なお、再開時刻は10時50分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議会運営委員会委員の選任

議長（大沢まり子君）

日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっています。

議会運営委員会の委員5名を指名します。事務局長に発表させます。

小木曾事務局長。

議会事務局長（小木曾昌文君）

それでは、発表させていただきます。

山田儀雄議員、安藤雅子議員、谷口鈴男議員、岡本隆子議員、高山由行議員。

以上であります。

議長（大沢まり子君）

お諮りします。ただいま発表のとおり、議会運営委員会委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま発表しましたとおり、指名した5名の方に決定をいたしました。

議会報編集委員会委員の選任

議長（大沢まり子君）

日程第7、議会報編集委員会委員の選任を行います。

議会報発行に関する条例第3条第3項の規定により、議長が各常任委員会から1名と、ほかに1名を会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。議会報編集委員会委員に、総務建設産業常任委員会より安藤信治議員、民生文教常任委員会より奥村雄二議員、そのほか議長指名として伏屋光幸議員、以上の3名を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会報編集委員会委員は指名した3名の方に決定をいたしました。

ここで、議会運営委員会委員と議会報編集委員会委員が選任されましたので、それぞれ委員

会を開催していただき、正・副委員長の互選をお願いいたします。

委員会の進行は、委員長が決定されるまで、年長の委員が臨時委員長として進行をお願いいたします。

議会運営委員会は第1委員会室、議会報編集委員会は第2委員会室を御使用ください。

ここで、暫時休憩といたします。

なお、再開時刻は11時00分の予定といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時00分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議会運営委員会、議会報編集委員会から委員長・副委員長の選任の報告がありましたので、事務局長に発表させます。

小木曾事務局長。

議会事務局長（小木曾昌文君）

それでは、発表させていただきます。

議会運営委員会のほうですが、委員長に山田儀雄議員、副委員長に安藤雅子議員。

議会報編集委員会のほうですが、委員長に安藤信治議員、副委員長に伏屋光幸議員であります。

可児市・御嵩町中学校組合議会議員の推薦

議長（大沢まり子君）

日程第8、可児市・御嵩町中学校組合議会議員の推薦を行います。

可児市・御嵩町中学校組規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員5名を議長が推薦した者をもって充てることとしています。

お諮りします。慣例により、議長、民生文教常任委員会の委員長及び副委員長、伏見地区議員等となっておりますので、私、大沢まり子、岡本隆子議員、山口政治議員、柳生千明議員、伏屋光幸議員の5名を推薦いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、この5名が可児市・御嵩町中学校組合議会議員に決定をいたしました。

可茂消防事務組合議会議員の選挙

議長（大沢まり子君）

日程第9、可茂消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、慣例により指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

慣例により、議長となっており、私、大沢まり子を指名し、当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、可茂消防事務組合議会議員は、私、大沢まり子を当選人とすることに決定いたしました。

可児川防災等ため池組合議会議員の推薦

議長（大沢まり子君）

日程第10、可児川防災等ため池組合議会議員の推薦を行います。

可児川防災等ため池組合同規約第5条第2項及び第3項第1号の規定により、議員2名を議長が推薦した者をもって充てることとしています。

お諮りします。慣例により、議長及び副議長となっており、私、大沢まり子と副議長 高山由行君を推薦いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長、私、大沢まり子と副議長 高山由行君が可児川防災等ため池組合議会の議員に決定いたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（大沢まり子君）

日程第11、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

慣例により、議長となっておりますので、私、大沢まり子を指名し、当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員は、私、大沢まり子を当選人とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時13分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者及び委任者はお手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく願いいたします。

諸般の報告

議長（大沢まり子君）

日程第12、諸般の報告を行います。

町長報告を行います。

報告第7号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 須田和男君。

上下水道課長（須田和男君）

それでは、報告第7号 専決処分の報告をいたします。

諸般の報告書つづりは1ページでございます。

平成27年御嵩町議会第1回定例会において議決された工事請負契約の一部変更について、地

方自治法第180条第1項の規定により、平成27年5月28日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

契約の目的は、上之郷汚水幹線（第7工区）工事でございます。

契約の金額は、既決額5,155万9,200円に37万4,760円を増額し、5,193万3,960円に変更するものでございます。

変更理由としまして、本工事は県道井尻・八百津線周辺の污水管を整備したものでございますが、県道関連部分については、県道の拡幅改良工事と同時施行としました関係から、平成27年度への繰り越し事業として進めてまいりました。この県道関連部分におけるかさ上げ盛り土量が19立方メートル増加したこと、また県道に接続する町道部分の舗装普及面積が131平方メートル増加したこと等によりまして、増額変更が必要になったことによるものでございます。

契約の相手方は、岐阜県可児郡御嵩町中切960番地1、株式会社天野建設、代表取締役天野和孝でございます。

資料つづりの1ページには工事請負変更契約の写しを、2ページには本工事全体の施行箇所をお示ししておりますので、お目通しのほど、よろしく願いいたします。

以上で、専決処分の報告を終わらせていただきます。

議長（大沢まり子君）

報告第8号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

それでは、専決処分の報告につきまして、御説明をいたします。

諸般の報告つづりの2ページをお願いいたします。

報告第8号 専決処分の報告について、地方自治法180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、平成27年7月21日付で専決処分をいたしましたので、同条2項の規定により報告をいたします。

専決処分の内容は、事故発生日時、平成27年4月21日火曜日、午前10時ごろ。

事故発生場所、岐阜県可児郡御嵩町伏見489番地、伏見小学校グラウンド入り口。

損害賠償の相手方、岐阜県可児郡御嵩町比衣294番地、伊藤幸宏。

事故の概要は、損害賠償の相手方、伊藤幸宏さんがボランティア作業中、軽トラックでグラウンド入り口側溝のグレーチング部分に乗った際、グレーチングがはね上がり、軽トラックの底部を破損したものでございます。

損害賠償額は、5万144円でございます。

なお、この損害賠償金につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償保障保険により、

保険給付を受けております。

グラウンド入り口側溝につきましては、今後このような事故が起こらないよう修繕を行っております。また、他の学校施設におきましても、今後事故が起こらないよう、施設設備等の点検を実施していきますので、よろしく願いをいたします。

以上で、専決処分の報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第13、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

議案第28号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

この議題は、10番 加藤保郎議員の一身上の案件でありますので、地方自治法第117条の規定により、10番 加藤保郎議員の議場からの退席を求めます。

〔10番 加藤保郎議員 退場〕

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

副町長 瀬瀬久美君。

副町長（瀬瀬久美君）

それでは、議案第28号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて、御説明をさせていただきます。

この議案は、議会選出の監査委員について、7月25日任期満了となりましたので、新たに選任し、議会の同意を求めるものであります。

議案をお願いします。

監査委員に加藤保郎さん。生年月日は昭和25年3月14日生まれ、住所は御嵩町顔戸872番地3であります。資料つづりの履歴書をお目通しの上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

以上であります。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第14、議案の審議及び採決を行います。

議案第28号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号 御嵩町監査委員の選任につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、先ほど退場を求めました10番 加藤保郎議員の議席への復帰を認めます。

〔10番 加藤保郎議員 入場・着席〕

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（大沢まり子君）

日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（大沢まり子君）

以上で、本臨時会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

長時間にわたる御審議、御苦労さまでございました。

御嵩町、ことし60周年を迎えております。60周年の記念すべき節目の年に、御嵩町政、御嵩町議会での初めての女性議長が誕生しました。できれば全会一致がよかったのかな、このようにも思わないわけではありませんが、記念すべき年にふさわしいベテラン、大沢まり子議長が誕生したわけであります。ぜひ皆さんには、議会議員として議長を支えて議会運営を図っていただきたいと、このように思います。

昨日、御嵩町のいわゆる地方創生戦略会議、有識者会議を開きました。日々会議を重ね、そしてその結論を出していくということが私の仕事の中心にあるわけでありますけれども、同じ会議でもかなり楽しみにできた会議でありました。町外の方も、また町内の方もお見えになりますけれども、大変中身の濃い議論ができたと思います。次回はぽっぽかんで、子育て支援真ただ中のところでは議論をしたいと思っております。

我々市町村長が集まったところでは、地方創生に対応していこうとするには行政のスピード感が求められる、こう議論をしております。行政のスピード感を出そうとしたときに、やはり議論の中心は議会对応ということになります。議会も同じようにスピード感を持って、議論を丁寧深くしていただく。そして、時間をなるべく短縮しながら、中身の濃い議論で答えを出していただく必要がこれからは求められてくると思っております。

政策的には、いろんな優先順位がございますけれども、ぜひそういう点においても、皆さんと議論を重ね、早目に早目にできる限りの結論を出してまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。御苦労さまでございました。

閉会の宣告

議長（大沢まり子君）

これをもって平成27年御嵩町議会第2回臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時27分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議会臨時議長

議会新議長

署名議員

署名議員